

医療的ケア児の保育園入園について

(1) 区への相談【概ね入園希望月の3か月前】

子ども支援課の看護師が、日中の保育や医療的ケアの内容について、保護者に聞き取りを行います。

(2) 申込み【入園希望月の2か月前】

保護者は、主治医の意見書や指示書を用意し、子ども支援課に申し込みます。

(3) 関係者会議の実施【入園希望月の1か月前から3週間前】

主治医の意見書・指示書を基に、児童・家庭支援センターや入園見込みのある園の関係者、看護師などが集まり、入園可否の検討や、集団保育でどのように受け入れていくかの調整を行います。

(4) 入園の可否・内定園の決定【入園希望月の3週間前】

利用調整会議で、入園の可否及び入園する保育園を決定します。

内定

集団保育不可

(5) 受け入れ態勢の構築【入園希望月の3週間前】

看護師の手配や環境整備を内定園で進めます。

(6) 園での面談・健康診断【入園希望月の2週間前】

- ・親子面談を実施し、発達のことや園生活で配慮すべきことなどの聞き取りを行います。
- ・園医による健康診断を行います。

居宅訪問型保育事業を案内します。

※居宅訪問型保育事業を利用
中に集団保育が可能な状態
となった場合は、再度(1)
からの手続きを経て保育園
へ転園可能。

(7) 体験保育【入園希望月】

医ケア児が保護者と一緒に保育園生活を体験し、保育環境やお子様のケアなどについて、保護者と保育園の相互確認を行います。

検討事項あり

検討事項なし

(8) 入園決定【入園希望月】

(9) 慣らし保育【入園希望月】

保護者と離れ、保育園で日中過ごします。徐々に預かり時間を長くしていきます。

(10) 保育開始【入園希望月】

※保育時間は最大で8時間まで